

日中一時支援事業の制度及び単価改定について

○事業の内容（目的）について

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある方のご家族の不在時における支援や、障害のある人を日常的に介護（養護）しているご家族の一時的な休息を目的とします。

○利用対象者について

日中において介護者が不在のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人、障害のある児童が対象です。

○支給量（利用日数）について

1ヶ月あたりの支給量は、『4日分』を基本とする。 ※4回分という意味ではありません。

1日あたりの利用時間が	4時間未満の場合	0.25日分として計算
	4時間以上8時間未満の場合	0.5日分として計算
	8時間以上の場合	0.75日分として計算

これらの組み合わせで、1ヶ月あたり4日分とします。

(例)4時間までの利用であれば最大16回/月の利用ができます。(0.25日分×16回=4日分という計算です。)

ただし、利用状況や生活状況に応じて、次のとおり日数を変更することが出来ます。

その際、支給量の変更申請手続きが必要ですので、障害福祉課(220-2291)までご相談ください。

日数の（配分）変更パターン

①	日中一時 4日	+	短期入所 5日	=	9日	※基本的な組み合わせ
②	7日	+	2日	=	9日	
③	6日	+	3日	=	9日	
④	5日	+	4日	=	9日	
⑤	3日	+	6日	=	9日	
⑥	2日	+	7日	=	9日	
⑦	1日	+	8日	=	9日	

○基本単価について（令和6年4月からの単価改定後）

(1)基本単価

4時間以下	4時間から8時間以下	8時間超
1,556円	3,125円	4,685円

(2)重心加算のある方が医療機関である事業所を利用した場合の単価

4時間以下	4時間から8時間以下	8時間超
3,683円	7,370円	11,057円

※重心加算対象者とは、身体障害者手帳1級（全身性障害）と療育手帳A（最重度）をお持ちの方です。重心加算対象者の場合、利用決定通知書にその旨の記載があります。

○利用者に負担いただく金額

原則サービス料金の1割を上限に負担いただきますが、世帯の収入に応じて次のとおり上限額が設定されます。ただし、重度の障害手帳を所持されている方については、負担額は減免され『無料』となります。

重度障害手帳の範囲	
身体障害	1級・2級
知的障害	A
精神障害	1級

負担上限月額 の考え方	世帯の収入状況		負担上限月額
	生活保護受給		0円
	低所得	市民税非課税	0円
	一般1(児)	市民税所得割28万円未満	4,600円
	一般1(者)	市民税所得割16万円未満	9,300円
一般2	一般1以外	18,600円	